

公益社団法人日本カーリング協会 医科学委員会規定

第1章 総則

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）定款第36条の規定に基づいて設置された医科学委員会に関することを定める。

第2章 所管事項

第2条 この委員会は、次の事項を審議、処理執行し、委員会に於いて決議された事項は理事会に報告しなければならない。

- (1) ドーピング検査の実施に関する事項
- (2) ドーピング防止の啓蒙に関する事項
- (3) スポーツ医科学に関すること
- (4) トレーニング・リハビリに関すること
- (5) その他ドーピング防止に関する事項
- (6) 医科学に関する補助金、助成金に関する事項

2 第1項に関する事項のほか、医科学委員会は、ドーピング防止やスポーツ医科学に関連する事項について理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じる。

第3章 委員

第3条 この委員会に次の委員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 必要に応じて1名ないし2名
- (3) 委員 若干名

第4条 委員長は、役員候補選考委員会の選考に基づき、会長が委嘱する。

2 副委員長は、委員会の決議をもって定める。

3 委員は、本協会理事、本協会加盟団体役員及び学識経験者のうちから、理事会の決議を経たうえで、会長が委嘱する。

第4章 任期

第5条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

第6条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長が召集できない時は、副委員長がその任を負う。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。

3 書面による委員会の場合、定款第34条にある書面による理事会の決議と同様に、

委員全員の賛成をもって決議があったものとみなす。

4 委員会を開催した時は、議事録を作成し、議長が署名捺印の上保存する。

第7条 本協会会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は、委員会に出席し、意見を述べるができる。また、委員長が許可した場合に、理事が出席し、意見を述べることができる。

第8条 委員長が必要と認めるとき、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6章 部会

第9条 この委員会は、委員会の決議を経て部会を設けることができる。

第7章 規定の変更

第10条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

附則1

1 この規則は平成25年11月27日から施行する。